

議員提出第1号議案

蒲郡市功労者の表彰に関する条例等の一部改正について

蒲郡市功労者の表彰に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年9月24日提出

蒲郡市議会議員

広 中 昇 平
牧 野 泰 広
伴 捷 文
稲 吉 郭 哲
竹 内 滋 泰
伊 藤 勝 美
大 竹 利 信

蒲郡市功労者の表彰に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

市長の設置する審議会等に対し、参画を辞退することに伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市功労者の表彰に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市功労者の表彰に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市功労者の表彰に関する条例（昭和32年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市議会議員及び」及び「命じ、又は」を削る。

(蒲郡市住居表示審議会条例の一部改正)

第2条 蒲郡市住居表示審議会条例（昭和39年蒲郡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(蒲郡市総合計画審議会条例の一部改正)

第3条 蒲郡市総合計画審議会条例（昭和53年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(蒲郡市職員救慰金支給条例の一部改正)

第4条 蒲郡市職員救慰金支給条例（昭和55年蒲郡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(蒲郡市公立学校通学区域審議会条例の一部改正)

第5条 蒲郡市公立学校通学区域審議会条例（昭和44年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例第1条から第5条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づく委員は、この条例第1条から第5条までの規定に

よる改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。